

## 利用上の注意

(注1)「中長期在留者」とは、出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の①から④までのいずれにもあてはまらない人です。なお、次の⑤及び⑥に該当する者も中長期在留者にはあたりません。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③までに準じるものとして法務省令で定める人（「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

(注2)本資料では、平成23年末以前の統計も在留外国人数として掲載していますが、その統計は、平成24年末以降の「在留外国人数」に近似する「外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数」を便宜的に在留外国人として表記しています。なお、当該数は上記(注1)①の者を含んでいることを留意願います。

(注3)台湾は、平成23年末までの外国人登録者数に係る統計では、中国に含んでいましたが、新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、この統計では別に集計しています。

ただし、改正入管法施行後、新しい在留カード等の交付を受けておらず、在留カード等とみなされる外国人登録証明書を持っている人は、中国に計上しています。

(注4)平成27年4月1日の改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴い、在留資格「投資・経営」は「経営・管理」へ改正され、「技術」及び「人文知識・国際業務」は「技術・人文知識・国際業務」へ一本化され、高度専門職1号イ、ロ、ハ及び高度専門職2号が新設されています。